

【1989年11月29日】決議

健康保険組合全国大会

## 決 議

不公平、不合理な老人医療費拠出金の著しい負担増により、健保組合の財政は、いま急速に悪化の傾向をたどっている。すでに、大多数の健保組合は、永年の努力の結晶である積立金の多額の取りくずしや、大幅な保険料率の引上げを余儀なくさせられている。このままでは、健保組合制度は、財政の破綻により、崩壊していくことは確実である。

平成二年度における老人保健制度改革にあたっては、まず、高齢化社会に対する国の責任ある姿勢を明確にするため、老人医療費公費負担割合の引上げが図られるべきであり、これによって健保組合に対する老人医療費の過重な負担が緩和されるべきである。

また、歯止めなく膨脹する老人医療費の適正化を図るために、老人慢性疾患について定額払制が導入され、あわせて適正な定率一部負担が実施されるべきである。

さらに、在宅ケア、在宅医療の充実など医療と福祉を通じての総合的的老人対策の確立が急がれねばならない。

よって、われわれは、ここに次の事項を決議し、組織をあげてその実現を期するものである。

- 一、老人医療費に対する現行三割の公費負担割合を五割に拡充せよ
- 一、老人医療費の現行出来高払方式を改革し、定額払方式を導入せよ
- 一、加入者按分率一〇〇パーセントの実施は、中止せよ
- 一、在宅ケアの充実等総合的な老人対策を確立せよ

平成元年十一月二十九日

平成元年度健康保険組合全国大会